

子どもの豊かな学びを保障するための教職員の人材確保及び
学校における働き方改革の推進を求める意見書

現在の学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、授業改善や個に応じたきめ細やかな指導はもとより、不登校・ヤングケアラー・個別に配慮が必要な子どもへの対応など、取り組むべき課題は山積している。

令和元年の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正時の附帯決議に基づき、文部科学省が令和4年に実施した教員勤務実態調査では、時間外在校等時間の上限とされている月45時間を超える教諭は小学校で64.5%、中学校は77.1%に上っている。さらに、「過労死ライン」とされる月80時間を超える教諭は小学校が14.2%、中学校が36.6%であり、依然として長時間労働が解消されていない実態が明らかとなっている。静岡県においては、学校における働き方改革プランの推進により、長時間労働は減少傾向に向かってきているものの、未だ解消にまでは至っていない状況である。

長時間労働を解消し、学校における働き方改革を進めていくための方策のひとつとして、教職員定数の改善が挙げられる。しかしながら、教職員定数を定めている現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）は、教職員の実情に合わせ、教員1人当たりの持ち授業時数や出張日数、休暇日数を加味したものとはなっていない。

また、本年8月に中央教育審議会は、答申「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」の中で、「持ち授業時数の軽減として、専科指導のための定数改善」や、「学校が担う業務の適正化の推進等による働き方改革の加速化」の必要性について言及している。

国においては、教職員の人材確保及び学校における働き方改革に向けた業務の適正化を推進するため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 子どもの豊かな学びの実現に向け、義務標準法の改正による定数改善を進めること。
- 2 学校における働き方改革のさらなる加速化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年12月11日

静岡県静岡市議会

衆議院議長 宛て
参議院議長 宛て
内閣総理大臣 宛て
内閣官房長官 宛て
財務大臣 宛て
文部科学大臣 宛て